

平成30年1月より雇用保険の教育訓練給付金について 適用対象期間延長が最大20年になります

雇用保険の教育訓練給付金に関する「適用対象期間延長」とは…

教育訓練給付金は、教育訓練の受講を開始した日（以下、「受講開始日」という。）において、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）である方又は被保険者であった方（受講開始日において被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが**1年以内**である方）が教育訓練を受講開始し、修了等した場合に、支給されます。

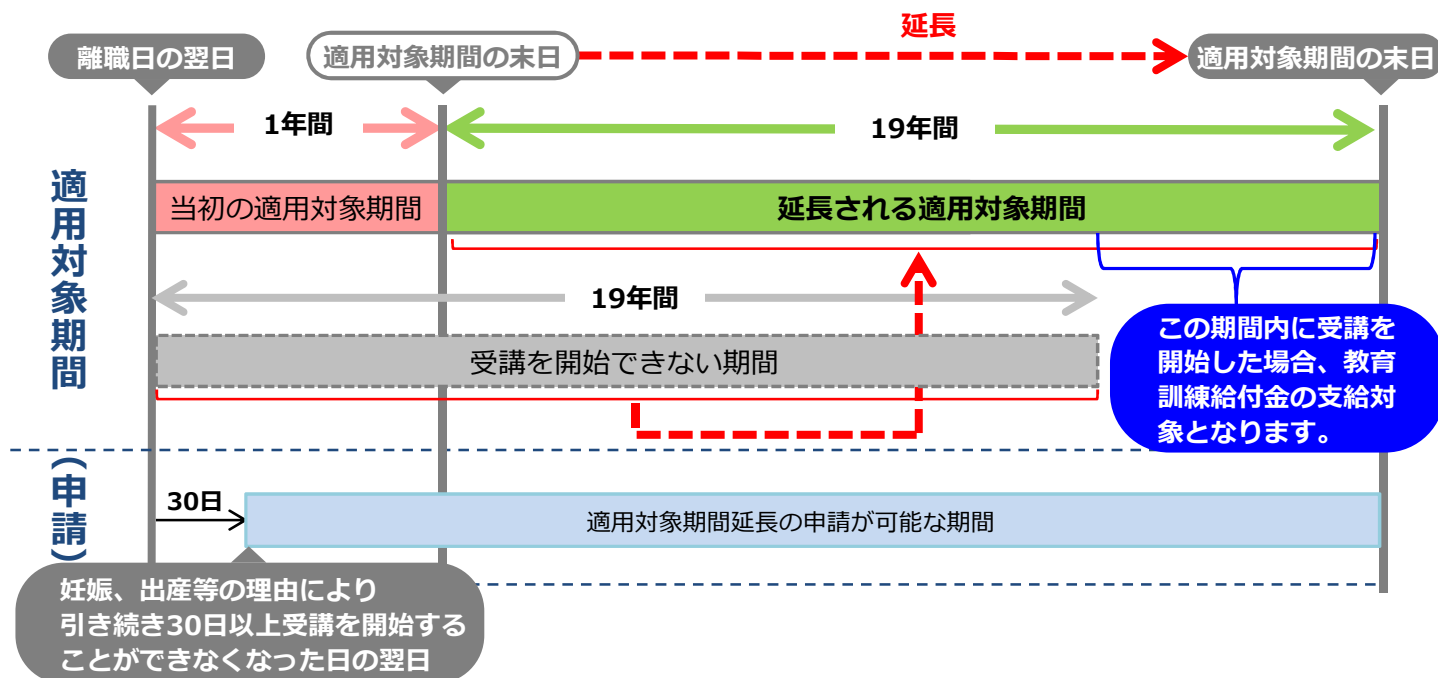
上記、被保険者であった方のうち、**離職日の翌日以降1年間のうちに、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合は**、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（以下、「**適用対象期間**」という。）を、その受講を開始できない日数分、延長することができます。

（※）被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

適用対象期間延長の改正内容

- 適用対象期間については、受講を開始できない日数分、延長し、延長後の期間が4年を超える場合は、最大4年までしか延長できませんでしたが、平成30年1月1日より、**最大20年まで延長が可能になります。**
- なお、平成29年4月1日より、適用対象期間延長のハローワークへの申請は、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができなくなった日の翌日以降、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、可能となっています。

<適用対象期間が最大20年間となる例>



適用対象期間延長の改正に係るお知らせ

- 今回の改正により、適用対象期間が最大20年まで延長される対象となる方は、離職日の翌日から起算して20年を経過する日が平成30年1月1日以後にある方（＝離職日が平成10年1月1日以後の方）です。

※すでに離職日の翌日から4年を過ぎている方についても、平成30年1月1日以後であれば、延長が可能となります。

- この手続きは、平成30年1月1日前から申請することが可能です。その場合も、適用対象期間は平成30年1月1日以後は最大20年まで延長される対象となります。

※平成30年1月1日以後に改めて手続きを行う必要はありません。

- 過去に延長申請を行っている方についても、平成30年1月1日以後については、適用対象期間について、最大20年まで延長される対象となります。

<教育訓練給付金の適用対象期間延長の申請方法>

延長理由	●妊娠、出産、育児（18歳未満の者の育児に限ります（※）） ●疾病、負傷 など （※）基本手当に係る受給期間及び高年齢雇用継続給付の延長については、3歳未満の者の育児に限ります。
申請期間	妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができなくなった日の翌日以降、早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、申請可能
提出書類	●受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書 ●延長理由を証明する書類（医師の証明書など） （※）基本手当に係る受給期間の延長を同時に行う場合は、離職票－2または受給資格者証も必要となります。
提出方法	●本人来所 ●郵送 ●代理の方（委任状が必要です）
提出先	住居所を管轄するハローワーク

（ご注意ください）

- ◆ 適用対象期間は最大で20年まで延長が可能になりますが、延長理由が止んだ場合は、当然、当初の適用対象期間（1年間）に受講を開始できない日数分を加えた期間が、延長後の適用対象期間になります。また、雇用保険の被保険者資格を取得した場合は、適用対象期間を延長することはできません。
- ◆ 基本手当に係る受給期間及び高年齢雇用継続給付の延長申請手続きも同時に行うことができますが、基本手当に係る受給期間及び高年齢雇用継続給付の延長の取扱いについては、延長後の期間は最大4年のまま変更ありません。
- ◆ 専門実践教育訓練給付金を受給する方のうち、一定の条件を満たす方が受給できる教育訓練支援給付金については、適用対象期間延長を行っても、離職後4年を超えて受講開始した場合は、受給できません。